

職員の給与等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 10 月 20 日

三木町長 伊藤 良春

三木町規則第 22 号

職員の給与等の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与等の支給に関する規則（昭和 47 年三木町規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条第 1 項中「給与条例第 11 条第 2 項に規定する運賃相当額の算出」を「給与条例第 11 条に規定する交通機関等に係る通勤手当の額」に、「よる運賃の額による」を「より算出する」に改め、同条第 2 項ただし書中「勤務条例」を「勤務時間条例」に改める。

第 20 条中「給与条例第 11 条第 2 項に規定する運賃相当額は、次の各号による額の総額」を「給与条例第 11 条第 2 項第 1 号に規定する運賃等相当額（第 20 条の 3 第 2 号において、「運賃等相当額」という。）は、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同条後段を削る。

第 20 条の 3 第 1 号中「運賃相当額及び給与条例第 11 条第 2 項第 2 号に掲げる額の合計額（その額が 45,000 円を超えるときは、その額と 45,000 円との差額の 2 分の 1（その差額の 2 分の 1 が 5,000 円を超えるときは、5,000 円）を 45,000 円に加算した額）」を「給与条例第 11 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる額の合計額」に改め、同条第 2 号中「運賃相当額」を「運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が 2 以上ある場合においては、その合計額。以下「1 箇月当たりの運賃等相当額等」という。）」に改め、同条第 3 号中「運賃相当額」を「1 箇月当たりの運賃等相当額等」に改める。

第 21 条の次に次の 4 条を加える。

第 21 条の 2 紿与条例第 11 条第 4 項の規則で定める通勤手当は、1 箇月当たりの運賃等相当額等（第 20 条の 3 第 3 号に掲げる職員に係るものを除く。）及び同条第 2 項第 2 号に定める額（第 20 条の 3 第 2 号に掲げる職員に係るものを除く。）の合計額（次条第 2 項において「1 箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が 15 万円を超えるときにおける通勤手当とし、同項の規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

第 21 条の 3 紿与条例第 11 条第 5 項の規則で定める事由は、通勤手当（1 箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

- (1) 離職し、若しくは死亡したこと、又は給与条例第 11 条第 1 項の職員たる要件を欠くに至ったこと。
- (2) 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったこと

により、通勤手当の額が改定されること。

(3) 月の中途において法第 28 条第 2 項の規定により休職にされ、専従許可を受け、三木町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（令和 4 年三木町条例第 4 号。）第 2 条第 1 項の規定により派遣され、育児休業法第 2 条の規定により育児休業をし、法第 26 条の 5 第 1 項に規定する自己啓発等休業をし、又は法第 29 条の規定により停職にされることとなること（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第 21 条の 5 第 2 項において「派遣等となった場合」という。）。

(4) 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなること。

2 給与条例第 11 条第 5 項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1 箇月当たりの運賃等相当額等が 15 万円以下であった場合 前項第 2 号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る交通機関（同号の改定後に 1 箇月当たりの運賃等相当額等が 15 万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての交通機関等）、同項第 1 号、第 3 号又は第 4 号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、町長の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

(2) 1 箇月当たりの運賃等相当額等が 15 万円を超えていた場合 15 万円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関等についての払戻金相当額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零）

3 給与条例第 11 条第 5 項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の給料の支給義務者と事由発生月の翌月以降に支給される給与の給料の支給義務者が同一であるときは、当該給与から当該額を差し引くことができる。

第 21 条の 4 給与条例第 11 条第 6 項の規則で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 定期券を利用する事が最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 当該交通機関等において発行されている定期券の通用期間のうち 6 箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間

(2) 回数乗車券等を使用する事が最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 1 箇月

2 前項第 1 号に掲げる交通機関等について、次の各号のいずれかに掲げる事由が同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日

の属する月の前月)までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

- (1) 法第28条の6第1項の規定による退職その他の離職をすること。
- (2) 長期間の研修等のために旅行をすること。
- (3) 勤務場所を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い通勤経路又は通勤方法に変更があること。
- (4) 勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があること。
- (5) その他町長の定める事由が生ずること。

第21条の5 支給単位期間は、第21条第1項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第2項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

- 2 月の中途において派遣等となった場合(次項に規定する場合に該当しているときを除く。)には、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月(その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月)から開始する。
- 3 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合(前項に規定するときから復職等をしないで引き続き当該期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合を除く。)には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなった日の属する月から開始する。

第22条中「月の1日」を「支給単位期間に係る最初の月の初日」に、「その月の」を「当該支給単位期間に係る」に改める。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号

通 勤 届

年 月 日提出

任命権者 殿		所 属 課 名				おもな届出由 □ 新規(異動の場合を含む。) □ 住居の変更 □ 通勤経路又は方法の変更 □ 運賃等の負担額の変更 □ その他() 上記事実の発生年月日 年 月 日		
		所 在 地						
職 名		氏 名						
住 居								
規則第17条の規定に基づき、通勤の実情を届け出ます。								
順路 の別	通勤方法 区	間	距 離 (概算)	所 要 時 間 (概算)	乗車券等の 種 類	左欄の乗車券 等の額	備 考	
1	住居 から(経由)	まで	km	時間 分		円		
2	から()	まで	km	時間 分		円		
3	から()	まで	km	時間 分		円		
4	から()	まで	km	時間 分		円		
5	から()	まで	km	時間 分		円		
他に利用でき る交通機関等 の名称および 利用区間等		総 通 勤 距 離(概算)				km		
		総 所 要 時 間(概算)				時間 分		
		平均1箇月間の運賃等の負担額				円		
通勤経路の略図(経路朱線) 「裏面へ記載」		記入上の注意 1 この届には通常行っている通勤の実情のみを記入し、例外的な方法等は記入しない。 2 「おもな届出由」欄には、この届を行うおもな原因の一にのみ印を付する。 3 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い、徒歩、自転車、汽車、○○線等の別を記入する。 4 「乗車券等の種類」欄には、1月定期、10枚綴回数券、優待乗車券等の別を記入する。 5 「左欄の乗車券等の額」欄には、1月定期の額、10枚綴回数券の額等乗車券等に応する額を記入する。 6 「備考」欄には、定期券を持たない理由、回数券の片道および月間の使用枚数等を記入する。 7 往路と帰路と異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。						
確認および決定欄(提出者は記入しないこと。)								
順路	算出の基礎となる交通機関等		定期券 回数券 その他の 別	1箇月の運 賃等の額 の算出基 礎	1箇月の運 賃等の額	運賃改正による1箇月の運賃等の額		
	交通機関等の名称	利用区間				年 月 日改正	年 月 日改正	年 月 日改正
1				円	円	円	円	
2				円	円	円	円	
3				円	円	円	円	
4				円	円	円	円	
5				円	円	円	円	
計				円	円	円	円	
1箇月の運賃等の額の総額(規則第21条の額)				円	円	円	円	
決定事項	条例第11条第1項該当・非該当		支 給 の 始 期 等		通勤手当の月額	備 考		
	□該当 □交通機関等利用 □自転車等利用 □原動機付自転車等使用 □非該当 理由		年 月 日		円			
			年 月 日		円			
			年 月 日		円			
			年 月 日		円			
			年 月 日		円			
職員の給与等の支給に関する規則第17条第3項の規定により、上記のとおり確 認し決定する。					取 認 扱 者 印	課 長		

(裏面)

通勤経路の略図（経路朱線）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。